

【 処置 】

68 検査、画像診断時の前処置としての高位浣腸、高圧浣腸及び洗腸の算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

検査、画像診断時の前処置としてのJ022 高位浣腸、高圧浣腸及び洗腸の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

高位浣腸は、大量の微温湯、生理食塩水などを容器（イリゲーター）の中に入れ、同容器を高く挙上（約100cm）して、経管的に大腸に注入することで腸内容を除去する方法である（イリゲーターを50cm程度高く挙上して行う場合は高圧浣腸、また、回収液が透明になるまで当該行為を繰り返すことが洗腸）。

① J022 高位浣腸及び高圧浣腸は、腸重積や腸閉塞、高度便秘症等に対する治療、洗腸は大腸手術の術前大腸洗浄（現在は経口剤による大腸洗浄の普及でほとんど行われない）を目的として行われる処置であり、通常検査、画像診断の前処置として行う必要性はない。また、② E003 造影剤注入手技「6」腔内注入及び穿刺注入のイ注腸に係る厚生労働省通知^{*}に「「6」の「イ」注腸を実施する際の前処置として行った高位浣腸の処置料は所定点数に含まれ、別途算定できない。」と示されている。

①及び②より、検査、画像診断時の前処置としてのJ022 高位浣腸、高圧浣腸及び洗腸の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について